

「ここに生まれてよかった、
ここで育ててよかった」推進プロジェクト

＜幼稚園・保育所・認定こども園のあり方計画＞

～「全ての子どもが自らの力を発揮し心身ともに成長できる環境」

「子育てをする誰もが希望する教育・保育を通じて、

安心して生み育てることができる環境」を創る～

令和5年3月

松江市

目次

はじめに	2
第1章 本プロジェクトを検討するにあたって	3
1. プロジェクトの必要性	3
第2章 本市の幼稚園・保育所・認定こども園をめぐる現状と課題	5
1. 現状と課題	5
第3章 本プロジェクトの目的、地域の捉え方、基本目標、目指す姿、松江市の幼児教育・保育で目指す子どもの姿	17
1. 目的	17
2. 地域の捉え方	17
3. 基本目標	17
4. 目指す姿	17
5. 松江市の幼児教育・保育で目指す「子ども」の姿.....	18
第4章 具体的な取り組み	19
1. 全ての子どもが自らの力を発揮し、心身ともに成長できる環境の充実.....	20
2. 多様化する保育ニーズに応え、安心して生み育てることができる環境の充実..	23
3. 地域の子育て支援環境の総合的な整備.....	27
本プロジェクトの審議について	32
松江市社会福祉審議会条例	33
松江市社会福祉審議会運営規程	35
おわりに	38

はじめに

近年、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるう中、それも一つの要因となり、全国的な傾向と同様に本市の出生数も減少しています。また、保護者ニーズの多様化や幼児教育・保育をめぐる国の状況も踏まえると、保育行政は新たな転換期を迎えたといえます。

この状況を踏まえ、2021年度に策定した松江市総合計画（MATSUE DREAMS 2030）で、産業雇用の創出、子育て環境の充実、定住の促進、安心・安全なまちづくりなど、総合的・複合的に人口減少対策を進めるとともに、**この「ここに生まれてよかった、ここで育ててよかった推進プロジェクト」で幼稚園・保育所・認定こども園といった幼児教育・保育施設（以下「幼児教育・保育施設」）における人口減少対策や多様化する保育ニーズなどへの対応策についてまとめ、市民の皆様が「ここに生まれてよかった、ここで育ててよかった」と感じられる松江の実現を目指し、取り組むことといたしました。**

本プロジェクトでは3つのテーマを掲げています。1つ目は「**全ての子どもが自らの力を発揮し、心身ともに成長できる環境の充実**」です。ここでのポイントは「**子どもが成長する環境の充実を図ること**」です。本プロジェクトを契機に、全ての幼児教育・保育施設で大切にすることをまとめた「幼児教育ビジョン」を策定するなど、さらに幼児教育・保育の質的向上を目指してまいります。また、医療的ケアが必要な子どもや障がいのある子どもの教育体制の充実を図るなど、子ども一人一人の個性に寄り添う幼児教育・保育を推進します。

2つ目に「**多様化する保育ニーズに応え、安心して生み育てることができる環境の充実**」です。ここでのポイントは「**認定こども園化の推進**」です。認定こども園は、保護者の就労等を問わず、安定的に預けることができる教育と保育を一体的に行う施設です。より身近な地域に認定こども園が設置されるよう、公立幼保園及び一部の公立保育所の認定こども園化について検討します。

3つ目は「**地域の子育て支援環境の総合的な整備**」です。ここでのポイントは「**急速な少子化の中、幼稚園の再編などの見直しを行いながらも、地域の子育て環境の充実を図ること**」です。急速な少子化の中にあっても、活力ある幼児教育・保育が行えるよう、民間の認定こども園の設置状況などを踏まえながら、在籍児数が近年減少する公立幼稚園・保育所の再編を図り、集団として十分な教育活動が可能となる環境の整備について検討します。また、地域の子育て支援機能の充実を図るため、未就園児の保護者などが、公立幼児教育・保育施設の空き教室等で、子育て相談や支援を受けることができるよう整備するなど、公立幼児教育・保育施設を活用したサービスを増やしてまいります。

今後、市民の皆様のご意見を十分に踏まえながら、本プロジェクトを実行することで、地域で支え合い、安心して子育てができる、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

第1章 本プロジェクトを検討するにあたって

1. プロジェクトの必要性

(急速な少子化の影響)

- 近年、待機児童問題が社会的な課題として取り上げられ、全国的に施設数や定員を増やす取り組みを進めてきました。本市においても、保育所や認定こども園の新設を中心に取り組みを進め、保育所（小規模保育事業を含む）・認定こども園・幼保園の数は平成25年の71施設から令和4年には86施設と、10年間で15施設増加しました。（P.8「①市内の幼児教育・保育施設の位置図」、P.11「⑤施設数の推移参照」）これらの取り組みや少子化により、平成30年3月には419名あった待機児童数が令和4年3月に3名となるなど、待機児童問題は大幅に改善し、保育所・認定こども園に子どもを預けやすい環境となっています。（P.6「①待機児童数と入所不承諾件数の推移」P.7「②保育所定員とニーズの推移」参照）
- 本市の出生数は平成28年の1,705名から令和3年は1,473名と全国的な傾向と同様に年々減少傾向にあります。（P.5「①出生数の推移」参照）これに伴い、就学前児童数も平成24年には10,984名から令和4年に9,258名と10年間で1,726名減少しています。（P.5「②就学前児童数の推移」参照）出生数の増加に向けた取り組みは喫緊の課題であり、引き続き力を入れて取り組みながら、子どもの成長や子育て環境の充実を図るため、施策の見直しも併せて行っていく必要があります。（P.16～17「市の財政状況」参照）
- この急速な少子化の進行により、幼児教育・保育施設によっては、集団が確保できず、年齢に応じた教育が困難になるなど、教育の幅が狭まるほか、多様な個性による磨き合いの機会が減るなどが懸念されます。近い将来、小中学校の教育にも影響することが分かっています。このことから、子どもの発達の可能性を出来るだけ保障し、豊かな教育環境を整えておく必要があります。

(保育ニーズの変化と支援の多様化)

- 6歳未満の子どもがいる世帯の共働き率（令和2年国勢調査）は本市を含む島根県が80.6%と全国平均の62.0%を大きく上回っており、また、核家族も増えていることから、保護者からは長時間安心して子どもを預けることの出来る施設が求められています。（P.9「②共働き率」P.10「③子育て世代の女性の社会進出」「④6歳未満の子どもがいる世帯数と核家族世帯数の推移」参照）特に保護者の就労等に関わらず、教育・保育を一体的に行う機能を持つ認定こども園は平成27年度の1施設から、令和4年度には16施設となるなど、急激に増加しています。（P.11「⑤施設数の推移」参照）全国的にも認定こども園は、平成29年度の5,081施設から令和3年には8,585施設と増えています。（出典：内閣府「認定こども園に関する状況について（令和3年4月1日現在）」）。一方で幼稚園は平成29年度の10,878施設から令和4年度には9,121施設に減少しています（文部科学省「学校基本調査（平成29年度、令和4年度）」）。本市においても市立幼稚園は平成29年度の26施設から令和4年度には19施設に、園児数も平成29年度の748名から362名に減少しています。また、令和4年4月1日現在の定員充足率も保育所93%、認定こども園（1号）78.2%、認定こども園（2号、3号）87.1%、小規模保育事業90.1%に比べ、公立幼稚園では30.3%

となっています。(P. 12「⑥幼児教育・保育施設の定員充足率」P. 13「⑦公立幼稚園・幼保園の園児数」「⑧公立幼稚園・幼保園の園児数の推移」P. 14「⑨中学校区ごとの幼稚園、幼保園、認定こども園の設置状況」)

- 令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する法律」が成立し、幼児教育・保育施設及び行政は医療的ケアが必要な児童を受け入れることが責務となりました。その他にも、障がいや家庭の状況なども含めてニーズや支援が多様化しており、子ども一人一人の個性や多様な保護者ニーズに合わせた幼児教育・保育環境の整備が求められています。
- 現在、市内の幼児教育・保育施設数の66%を民間事業者が運営しています。「医療的ケアが必要な園児への保育」など、公立幼児教育・保育施設で担っていますが、今後、民間幼児教育・保育施設での受け入れについても検討し、より身近な地域で必要なサービスを受けることができる体制を作る必要があります。(P. 8「①市内の幼児教育・保育施設の位置図」)

(幼児教育・保育の質的向上と幼保小連携強化の重要性)

- 文部科学省は、学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、施設類型や地域、家庭の環境を問わず、全ての子どもに対して質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」の具体化を強力に推し進めることとしています。この中で幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子どもの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の開発を行うなど、今後力を入れて取り組むこととしています。
- 本市では、「ふるさと松江を愛し、確かな学力と豊かな人間性・健やかな体を持つ児童生徒の育成」を目指し、各中学校区を1つの学園として、小中一貫教育を推進しながら、中学校区ごとに連携を進めてきました。令和4年3月に策定した松江市教育大綱では、基本方針の一つに掲げている「生きる力を持った子どもの育成」を踏まえ中学校までの育ちを見通した幼児教育・保育を行うことが求められます。また、子どもの数が減少する中であっても、中学校区ごとに地域ぐるみで子どもを育てる環境の充実を検討する必要があります。

(時勢に応じた見直し)

- 本市では、平成24年に「松江市における幼稚園・保育所(園)のあり方計画」を策定し、「誰もが安心して子どもを生み育てることのできる子育て環境、すべての子どもが自らの力で心身ともに成長することのできる子育て環境」の整備に取り組んできましたが、近年、児童、保護者、保育所、幼稚園、認定こども園をめぐる環境が大きく変化しています。このことから、この計画を見直し、「全ての子どもが自らの力を発揮し心身ともに成長できる環境」「子育てをする誰もが希望する教育・保育を通じて、安心して生み育てることのできる環境」の整備に向け、新たな取り組みを進める必要があります。

(本プロジェクトの期間)

- 本プロジェクトは、令和5年度から令和9年度までの5年間を実施期間とします。

第2章 松江市の幼稚園・保育所・認定こども園をめぐる

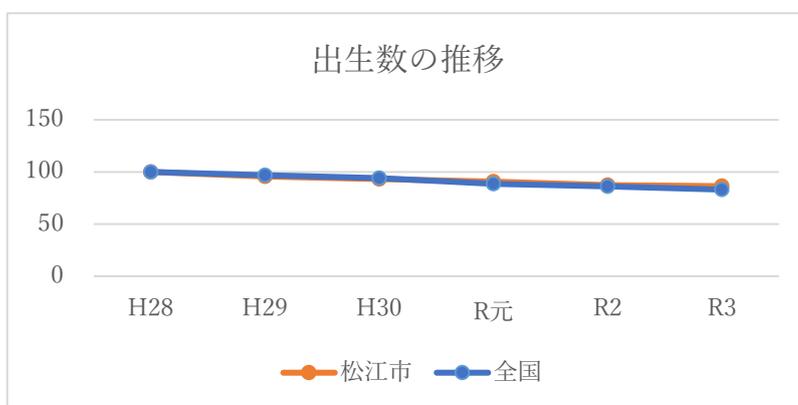
現状と課題

1. 現状と課題

(1) 子どもの数の減少

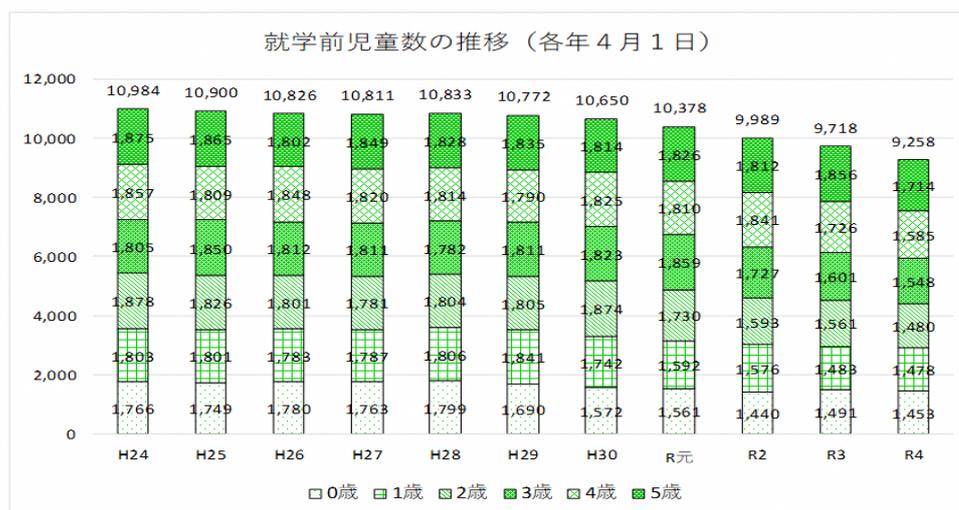
① 出生数の推移（平成28年を100とした場合の推移）

	H28	H29	H30	R元	R2	R3
松江市	1,705	1,630	1,589	1,545	1,492	1,473
推移	100	95.6	93.2	90.6	87.5	86.4
	H28	H29	H30	R元	R2	R3
全国	976,978	946,065	918,400	865,239	840,835	811,622
推移	100	96.8	94.0	88.6	86.1	83.1



出典：厚生労働省人口動態統計

② 就学前児童数の推移



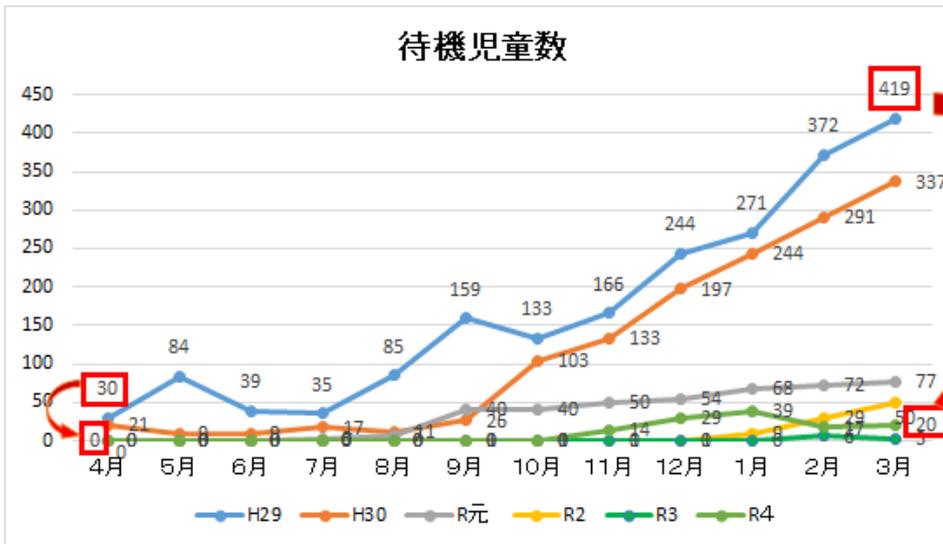
出典：住民基本台帳

(1) 子どもの数の減少（まとめ）

- ・平成28年は1,705名だった出生数は令和2年には1,492名と年々減少傾向
- ・平成24年に10,984名いた就学前児童数は、令和4年に9,258名と10年間で1,726名減少
- ・急速な少子化の進行

(2) 待機児童と新たな課題

① 待機児童数と入所不承諾件数の推移

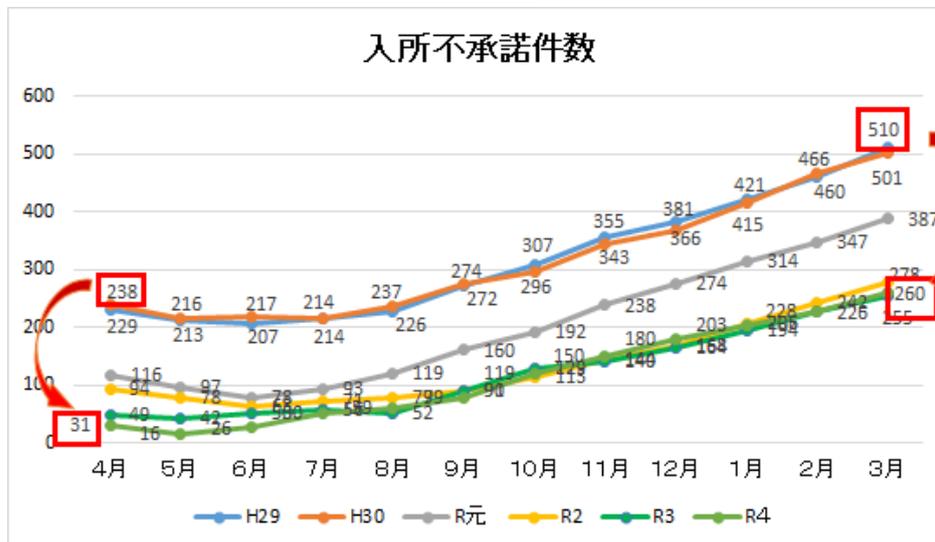


待機児童数

	H29	H30	R元	R2	R3	R4
4月	30	21	0	0	0	0
5月	84	9	0	0	0	0
6月	39	9	0	0	0	0
7月	35	17	3	0	0	0
8月	85	11	7	0	0	0
9月	159	26	40	1	0	0
10月	133	103	40	1	0	0
11月	166	133	50	1	0	14
12月	244	197	54	1	0	29
1月	271	244	68	9	0	39
2月	372	291	72	29	6	17
3月	419	337	77	50	3	20

○令和元年度から年度当初の待機児童数は0人となりました。

○年度末に向かうにつれて待機児童が発生していましたが、令和元年度以降、こうした現象が次第に解消されつつあります。



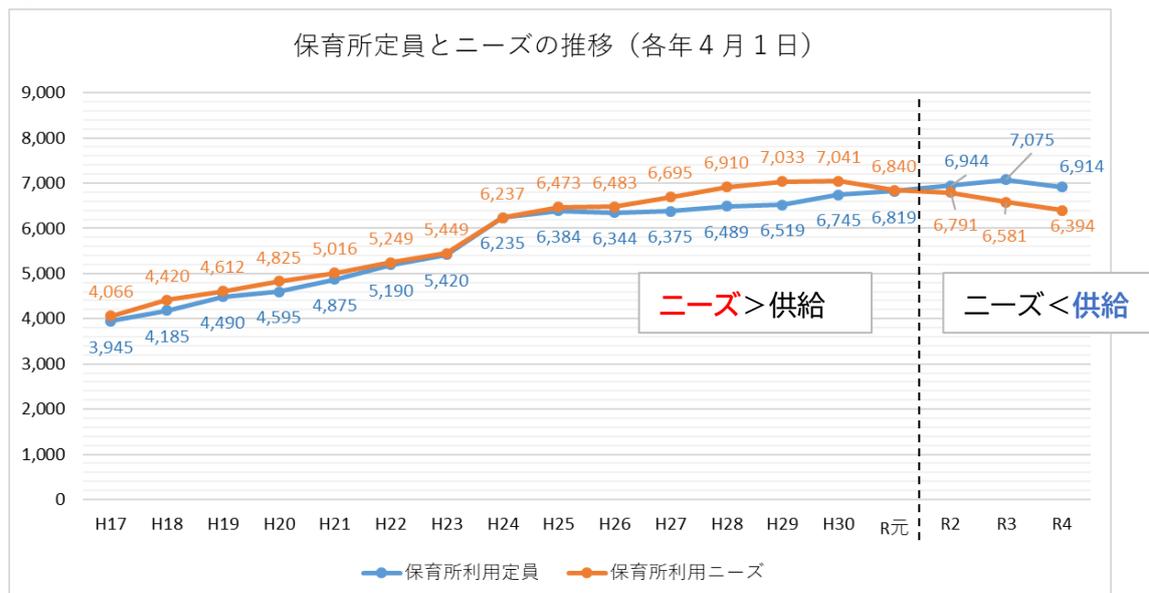
入所不承諾件数

	H29	H30	R元	R2	R3	R4
4月	229	238	116	94	49	31
5月	213	216	97	78	42	16
6月	207	217	78	63	50	26
7月	214	214	93	71	56	50
8月	226	237	119	79	52	59
9月	272	274	160	91	90	79
10月	307	296	192	113	129	119
11月	355	343	238	144	140	150
12月	381	366	274	168	164	180
1月	421	415	314	206	194	203
2月	460	466	347	242	226	228
3月	510	501	387	278	255	260

○入所不承諾件数は年度末に近づくにつれて増加していますが、全体の不承諾件数は減少する傾向にあります。

○入所不承諾件数の約8割は0歳児が占めています。

②保育所定員とニーズの推移



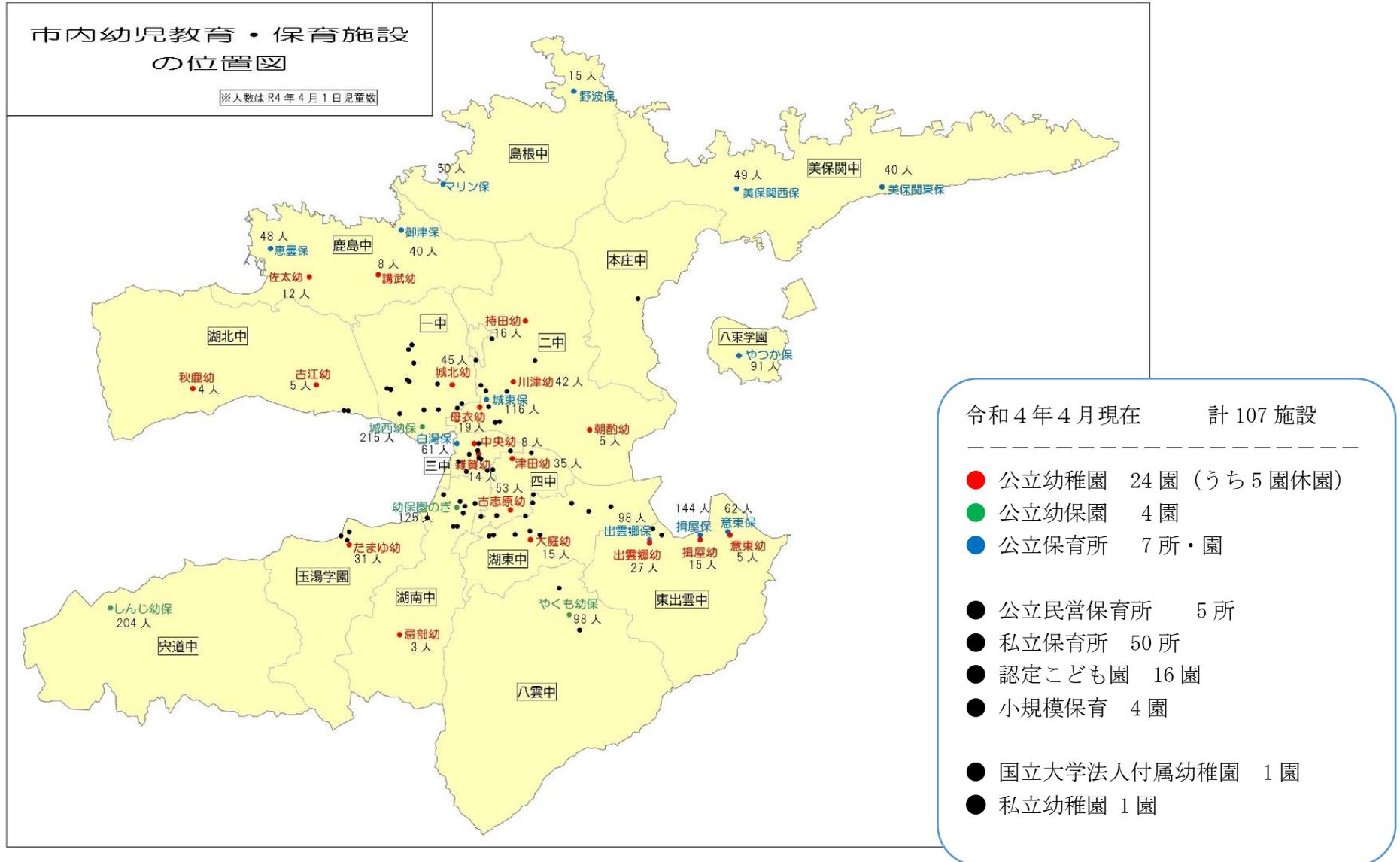
○平成17年の市町村合併以来、保育所利用ニーズ（在園児数＋不承諾者数）は常に保育所利用定員を上回っていましたが、保育所、認定こども園においては定員増を推進したことや、出生数の減少により令和2年度以降は「ニーズ<供給」となっています。（ただし年度中にはニーズが上回ります）

（2）待機児童と新たな課題（まとめ）

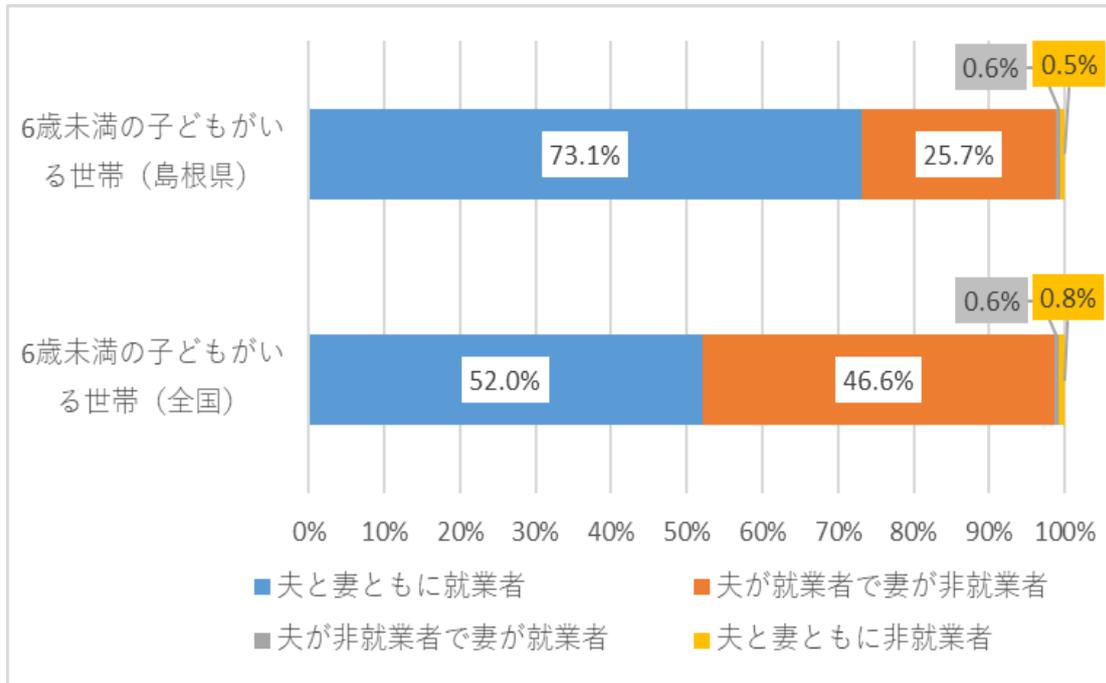
- ・待機児童問題は大幅に改善
- ・少子化の影響で、適切な集団規模が確保されない可能性

(3) 保育ニーズの変化

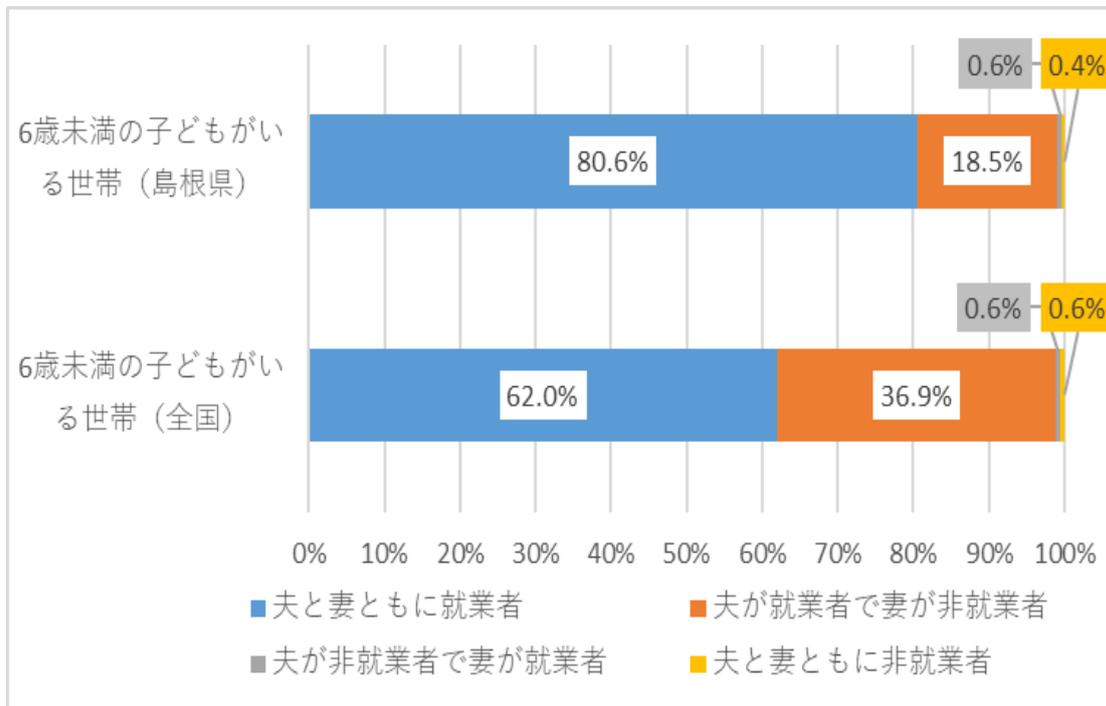
①市内の幼児教育・保育施設の位置図



②共働き率
平成27年



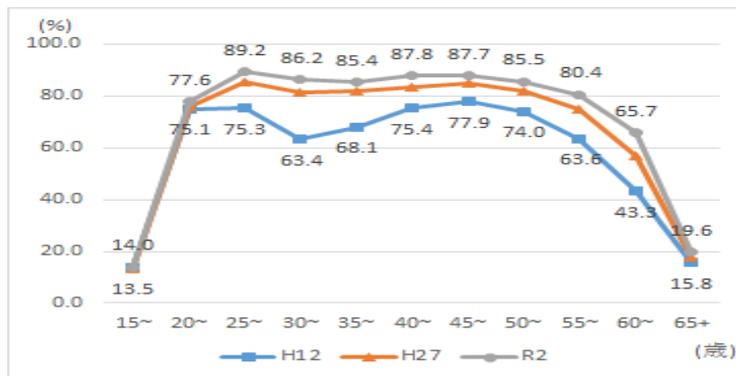
令和2年



出典：国勢調査

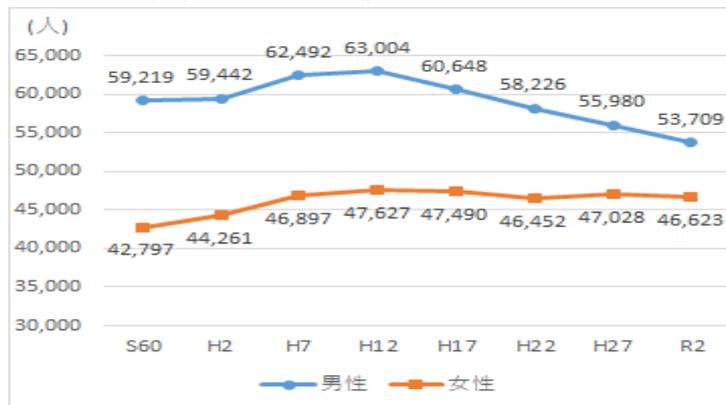
③子育て世代の女性の社会進出

・本市の女性の年齢階層別就業率の推移



出典：国勢調査

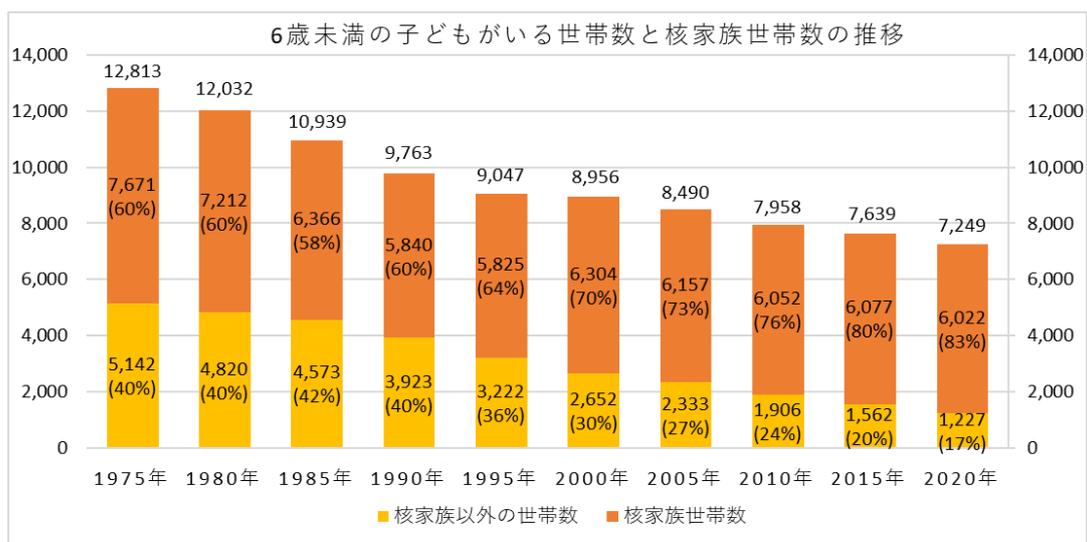
・本市の労働力人口の推移



出典：国勢調査

○本市を含む島根県は全国と比較して、6歳未満の子どもがいる世帯の共働き率が高い傾向にあります。また、女性の就業率が上昇したことに伴い、令和2年の6歳未満の子どもがいる世帯の共働き率は、平成27年比べて7.5ポイント増加しています。

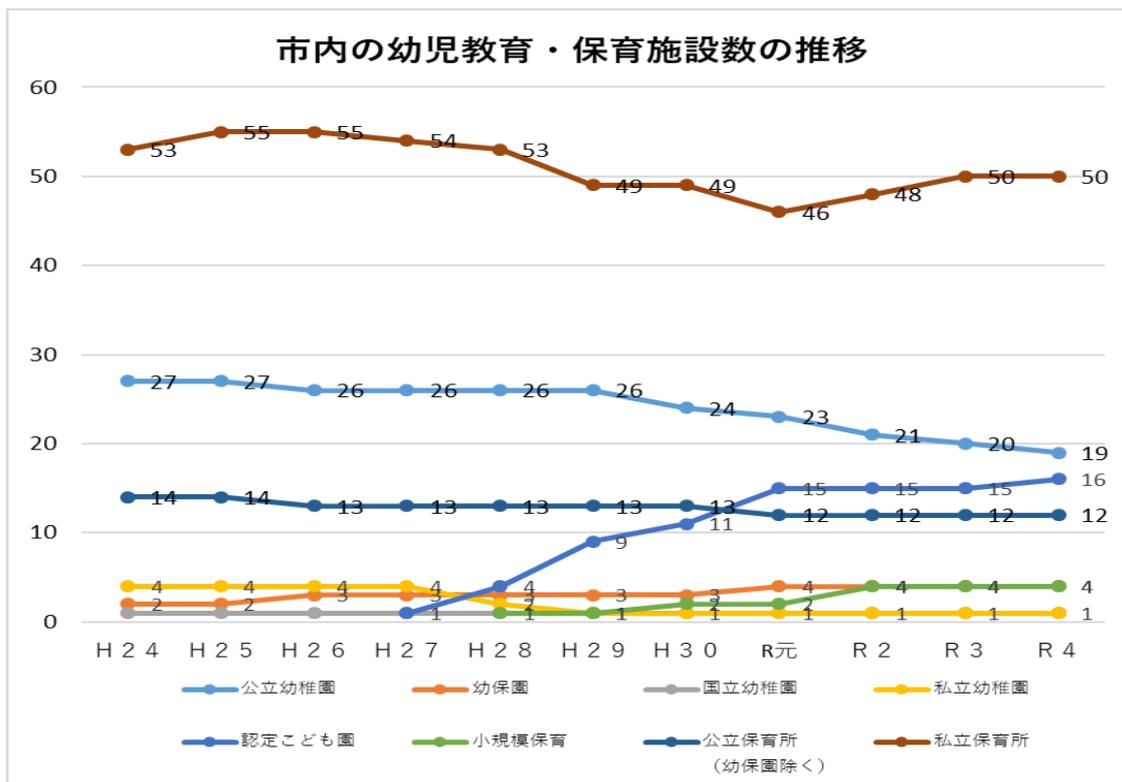
④6歳未満の子どもがいる世帯数と核家族世帯数の推移



出典：国勢調査

○6歳未満の子どもがいる世帯の核家族世帯率は、平成22年の76%から令和2年は83%と7ポイント増加しています。

⑤市内の幼児教育・保育施設数の推移

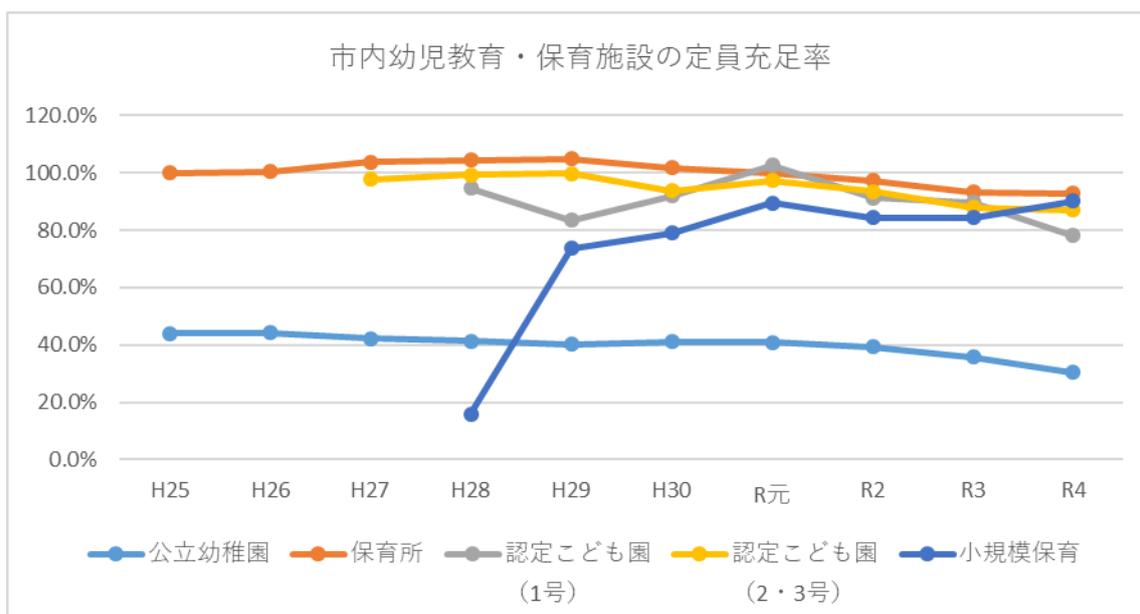


年度	公立幼稚園	幼保園	国立幼稚園	私立幼稚園	認定こども園	小規模保育	公立保育所 (幼保園除く)	私立保育所	合計
H24	27	2	1	4	0	0	14	53	101
H25	27	2	1	4	0	0	14	55	103
H26	26	3	1	4	0	0	13	55	102
H27	26	3	1	4	1	0	13	54	102
H28	26	3	1	2	4	1	13	53	103
H29	26	3	1	1	9	1	13	49	103
H30	24	3	1	1	11	2	13	49	104
R元	23	4	1	1	15	2	12	46	104
R2	21	4	1	1	15	4	12	48	106
R3	20	4	1	1	15	4	12	50	107
R4	19	4	1	1	16	4	12	50	107

○保育所（小規模保育事業を含む）・認定こども園・幼保園の数は平成24年度の69施設から令和4年度には86施設と、10年間で17施設増加しました。特に認定こども園数は平成27年度には1施設だったものが、令和4年度には16施設となるなど、増加の傾向にあります。

⑥市内幼児教育・保育施設の定員充足率（％）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
公立幼稚園	44.0%	44.3%	42.2%	41.4%	40.2%	41.0%	40.9%	39.3%	35.8%	30.3%
保育所	100.0%	100.4%	103.8%	104.4%	104.9%	101.9%	100.0%	97.3%	93.4%	93.0%
認定こども園 (1号)	0.0%	0.0%	0.0%	94.7%	83.6%	92.1%	102.7%	91.4%	89.8%	78.2%
認定こども園 (2・3号)	0.0%	0.0%	97.8%	99.4%	99.8%	93.8%	97.3%	93.5%	87.9%	87.1%
小規模保育	0.0%	0.0%	0.0%	15.8%	73.7%	78.9%	89.5%	84.5%	84.5%	90.1%



- 保育所（小規模保育事業を含む）は9割を超える充足率となっています。
- 認定こども園（1号）の充足率が8割近い一方で、公立幼稚園は3割にとどまっています。
- 少子化の影響から保育所、認定こども園、公立幼稚園は充足率が減少傾向にあります。

※上記表中の1号、2号、3号とは、子ども・子育て支援法における保育・教育施設等を利用する際の認定区分のこと。

1号認定・・・3～5歳、教育のみを利用する（同法第19条第1項第1号）

2号認定・・・3～5歳、保育の必要がある（同第2号）

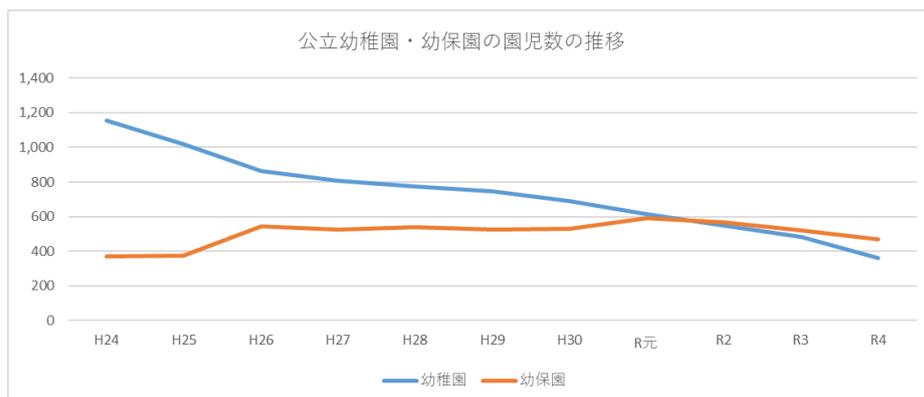
3号認定・・・0～2歳、保育の必要がある（同第3号）

⑦公立幼稚園・幼保園の園児数（令和4年4月1日時点）

園名	定員	3歳児		4歳児		5歳児		計	定員 充足率	R4 学級数	混合 学級
		男	女	男	女	男	女				
母衣幼稚園	95	3	2	1	4	7	2	19	20%	2	3～4歳
城北幼稚園	165	7	3	6	8	10	11	45	27%	3	
中央幼稚園	70	2	2	2	0	1	1	8	11%	1	3～5歳
雑賀幼稚園	95	7	0	1	0	4	2	14	15%	1	3～5歳
津田幼稚園	165	4	3	8	6	3	11	35	21%	3	
古志原幼稚園	165	4	8	9	6	13	13	53	32%	3	
川津幼稚園	130	4	5	7	11	8	7	42	32%	3	
朝酌幼稚園	70	2	0	1	0	1	1	5	7%	1	3～5歳
忌部幼稚園	70	0	0	0	2	1	0	3	4%	1	3～5歳
大庭幼稚園	95	1	1	0	3	3	7	15	16%	2	3～4歳
持田幼稚園	70	3	4	2	1	4	2	16	23%	2	3～4歳
古江幼稚園	95	0	0	4	0	0	1	5	5%	1	3～5歳
秋鹿幼稚園	70	0	2	1	0	1	0	4	6%	1	3～5歳
佐太幼稚園	95	2	1	0	4	3	2	12	13%	2	3～4歳
講武幼稚園	95	2	0	3	0	1	2	8	8%	1	3～5歳
たまゆ幼稚園	95	7	4	6	7	5	2	31	33%	3	
出雲郷幼稚園	130	5	3	4	3	6	6	27	21%	3	
揖屋幼稚園	130	1	5	1	3	3	2	15	12%	2	3～4歳
意東幼稚園	70	1	1	0	0	3	0	5	7%	1	3～5歳
公立幼稚園小計	1970	55	44	56	58	77	72	362	18%		
幼保園のぎ（幼稚園部門）	230	12	15	16	15	17	23	98	43%		
しんじ幼保園（幼稚園部門）	255	18	18	22	31	20	25	134	53%		
城西幼保園（幼稚園部門）	200	24	20	33	26	28	35	166	83%		
やくも幼保園（幼稚園部門）	80	13	15	8	11	12	10	69	86%		
幼保園小計	765	67	68	79	83	77	93	467	61%		
松江市立幼稚園総計	2735	122	112	135	141	154	165	829	30%		

⑧公立幼稚園・幼保園の園児数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
幼稚園	1,153	1,021	864	808	775	748	689	616	550	481	362
幼保園	369	377	542	526	540	525	529	592	567	522	467
計	1,522	1,398	1,406	1,334	1,315	1,273	1,218	1,208	1,117	1,003	829



⑨中学校区ごとの幼稚園、幼保園、認定こども園の設置状況

中学校	市立		私立、国立大学法人附属	私立	令和4年4月1日時点		
	幼稚園	幼保園	幼稚園	認定こども園	定員	1号認定の園児数	就学前児童数
第一中学校	城北幼稚園	城西幼保園	附属幼稚園	比津ヶ丘保育園	414	249	1,576
	生馬幼稚園(休園)			わらべのその			
				融合こども園			
第二中学校	母衣幼稚園		暁の星幼稚園	たまちこども園	515	141	1,366
	川津幼稚園			育英北幼稚園			
	朝酌幼稚園						
	持田幼稚園						
第三中学校	中央幼稚園			松江認定こども園	176	46	422
	雑賀幼稚園			坪内学園附属認定こども園			
第四中学校	津田幼稚園			ふたば第四こども園	345	136	1,388
	古志原幼稚園						
湖南中学校	忌部幼稚園	幼保園のぎ		のぎこども園	327	124	890
				ふたば第三こども園			
湖東中学校	竹矢幼稚園(休園)			育英幼稚園	155	38	699
	大庭幼稚園			つわぶきこども園			
本庄中学校	本庄幼稚園(休園)				0	1	60
湖北中学校	古江幼稚園			ふたば第一こども園	195	36	241
	大野幼稚園(休園)			ふたば第二こども園			
	秋鹿幼稚園						
鹿島中学校	講武幼稚園				190	19	162
	惠曇幼稚園(休園)						
	佐太幼稚園						
島根中学校					0	0	69
美保関中学校					0	0	107
八雲中学校		やくも幼保園			80	70	307
玉湯学園	たまゆ幼稚園			玉湯さくら保育園	125	54	537
				第2玉湯さくら保育園			
宍道中学校		しんじ幼保園			124	131	297
八束学園					0	2	129
東出雲中学校	意東幼稚園				330	41	899
	損屋幼稚園						
	出雲郷幼稚園						

(3) 保育ニーズの変化(まとめ)

- ・核家族化の進行、共働き世帯の増加
- ・平成27年度には1施設だった認定こども園が、令和4年度には16施設と増加。平成29年度には26施設だった公立幼稚園が、令和4年度には19施設に減少
- ・長時間安心して預けることのできる施設を保護者が求める傾向

(4) 安心・安全な保育の充実

① 公立幼稚園・幼保園・保育所の建設年一覧

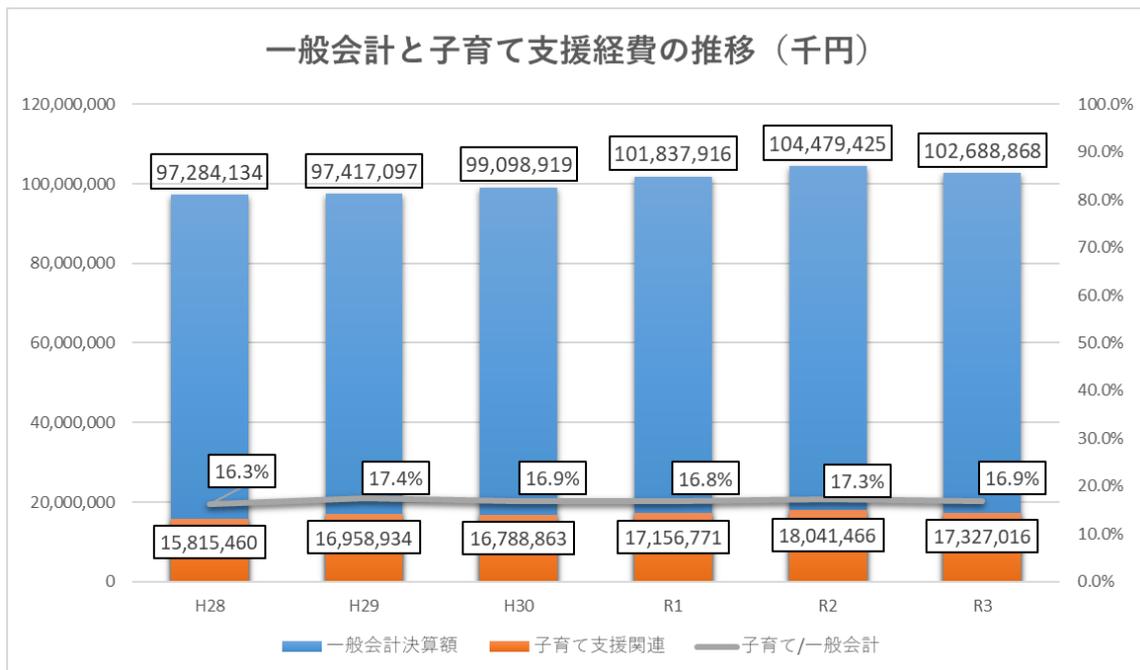
No.	種別	施設名	主要部 建築年	築年数	大規模 改修年
1	幼稚園	大庭幼稚園	S47. 3. 1	50	
2	幼稚園	古江幼稚園	S51. 2. 1	46	
3	幼稚園	忌部幼稚園	S53. 12. 1	44	
4	保育所	揖屋保育園	S54. 3. 31	43	
5	幼稚園	揖屋幼稚園	S55. 3. 31	42	
6	幼稚園	秋鹿幼稚園	S57. 3. 1	40	
7	幼稚園	講武幼稚園	S57. 3. 1	40	
8	幼稚園	出雲郷幼稚園	S59. 2. 29	38	
9	保育所	出雲郷保育園	S59. 2. 29	38	
10	幼稚園	朝酌幼稚園	S62. 7. 1	35	
11	幼稚園	持田幼稚園	S62. 3. 1	35	
12	保育所	恵曇保育所	S62. 3. 1	35	
13	保育所	御津保育所	S64. 1. 1	33	
14	幼稚園	川津幼稚園	H3. 2. 1	31	
15	保育所	城東保育所	H4. 3. 1	30	
16	保育所	意東保育園	H6. 3. 31	28	
17	幼稚園	中央幼稚園	H7. 3. 1	27	
18	幼稚園	意東幼稚園	H7. 12. 31	26	
19	保育所	野波保育所	H9. 9. 1	25	
20	保育所	白潟保育所	H11. 3. 1	23	
21	保育所	美保関西保育所	H12. 12. 1	22	
22	保育所	美保関東保育所	H16. 3. 1	18	
23	幼保園	幼保園のぎ	H17. 3. 1	17	
24	保育所	マリン保育所	H16. 12. 1	18	
25	幼稚園	母衣幼稚園	H18. 3. 1	16	
26	幼保園	しんじ幼保園	H22. 12. 22	11	
27	保育所	やつか保育園	H24. 3. 2	10	
28	幼保園	城西幼保園	H26. 2. 27	8	
29	幼稚園	たまゆ幼稚園	R3. 3. 25	1	
30	幼稚園	城北幼稚園	S46. 3. 1	51	H25
31	幼稚園	津田幼稚園	S46. 3. 1	51	H23
32	幼稚園	雑賀幼稚園	S51. 10. 1	46	H17
33	幼稚園	古志原幼稚園	S55. 3. 1	42	H30
34	幼稚園	佐太幼稚園	S55. 3. 1	42	H29
35	幼保園	やくも幼保園	S61. 1. 1	36	H30

(4) 安心・安全な保育の充実 (まとめ)

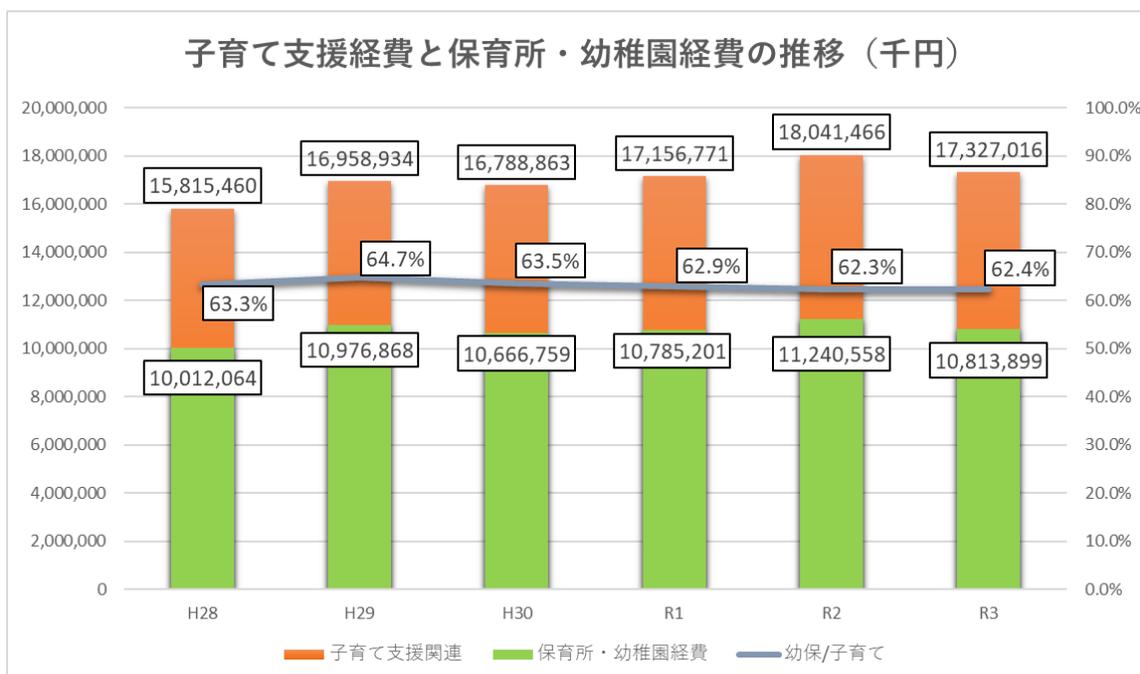
- ・ 築 30 年を超える幼児教育・保育施設が私立では 16% (70 施設中 11 施設)、公立では 43% (35 施設中 15 施設) と順次改築や修繕等が必要となる施設がかなりの数存在

(5) 本市の子育て支援経費の推移

①一般会計と子育て支援経費の推移



②子育て支援経費と保育所・幼稚園経費の推移



(5) 市の子育て支援経費の推移（まとめ）

- ・市の一般財源の約17%を占める「子育て支援経費」は、ほぼ横ばいで推移している。
- ・子育て支援経費の約6割を占める「保育所・幼稚園経費」は、ほぼ横ばいで推移している。
- ・子どもの成長や子育て環境の充実を図るため、施策の見直しを図りながら財源を確保する必要がある。

第3章 本プロジェクトの目的、地域の捉え方、基本目標、目指す姿、松江市の幼児教育・保育で目指す子どもの姿

1. 目的

全ての子どもが自らの力を発揮し心身ともに成長することのできる環境、子育てをする誰もが希望する幼児教育・保育を通じて、安心して子どもを生き育てることのできる環境を整備すること。

2. 地域の捉え方

就学前から義務教育期間の子どもの育ちを、中学校区を一つの区域として捉え、幼保小中一貫教育で保障します。以降、地域とは中学校区を示します。

3. 基本目標

現状とニーズを踏まえ、「基本目標」を以下のとおり設定します。

どの地域でも、子育てをする誰もが希望する幼児教育・保育を受けることができ、かつ、専門性を生かした支援や多様なニーズに対応した質の高い保育が、持続可能な方法で行われている。

4. 目指す姿

基本目標が達成されたときの具体的な状態を「目指す姿」として、「全ての子どもが自らの力を発揮し心身ともに成長することのできる環境」、「子育てをする誰もが希望する幼児教育・保育を通じて、安心して子どもを生き育てることのできる環境」「地域の子育て支援環境の総合的な整備」の面から表します。

<目指す「全ての子どもが自らの力を発揮し心身ともに成長することのできる環境」の姿>

- ・各幼児教育・保育施設で「目指す子どもの姿 (P. 19 参照)」が共通認識のもと、教育・保育が行われている。
- ・「目指す松江市の保育者像 (P. 19 参照)」を目標に、各幼児教育・保育施設で質の高い教育・保育が提供されている。
- ・優良事例が横展開されている、幼児教育・保育施設の職員同士が学び合っている。

<目指す「子育てをする誰もが希望する幼児教育・保育を通じて、安心して子どもを生き育てることのできる環境」の姿>

- ・保護者の就労状況を問わず、より身近な地域で誰もが希望する教育・保育を受けることが出来ている。
- ・医療的ケアなど支援が必要な園児に対し、個々の状況に応じて適切な対応を行いながら、集団による保育が提供されている。
- ・施設の老朽化対策が施されている。

<目指す「地域の子育て支援環境の総合的な整備」の姿>

- ・各地域で年齢に応じた集団的な保育が行われている。
- ・未就園児の保護者などが、他の保護者と活発に交流し、必要なときに相談を行うことができている。
- ・幼保小の連携が活発に行われている。

5. 松江市の幼児教育・保育で目指す「子ども」の姿

この計画では、松江市の幼児教育・保育で目指す「子ども」の姿を示します。

松江市総合計画

Ⅱひとづくり

- ・子育て・教育環境が整い、だれもが「松江で生まれてよかった」「松江で育ててよかった」と感じています。
- ・子どもたちが将来の夢や希望を描き、「生きる力」を身に付けています。



松江市教育大綱

「生きる力を持った子どもたちの育成」

- ・感じる心 ・キャリア形成に向け、主体的に考え、行動する力 ・確かな学力
- ・自分を大切にしようとする心
- ・他者の尊重、多様性を認めながらともに生きようとする力 ・健やかな体づくり
- ・外国語によるコミュニケーション ・社会の一員として自分で考え、行動する力



松江市の幼児教育・保育で目指す姿

<子どもの姿>

健やかな心と体を持ち、自らの力を発揮しながら意欲的に生活する子ども

<育む力>

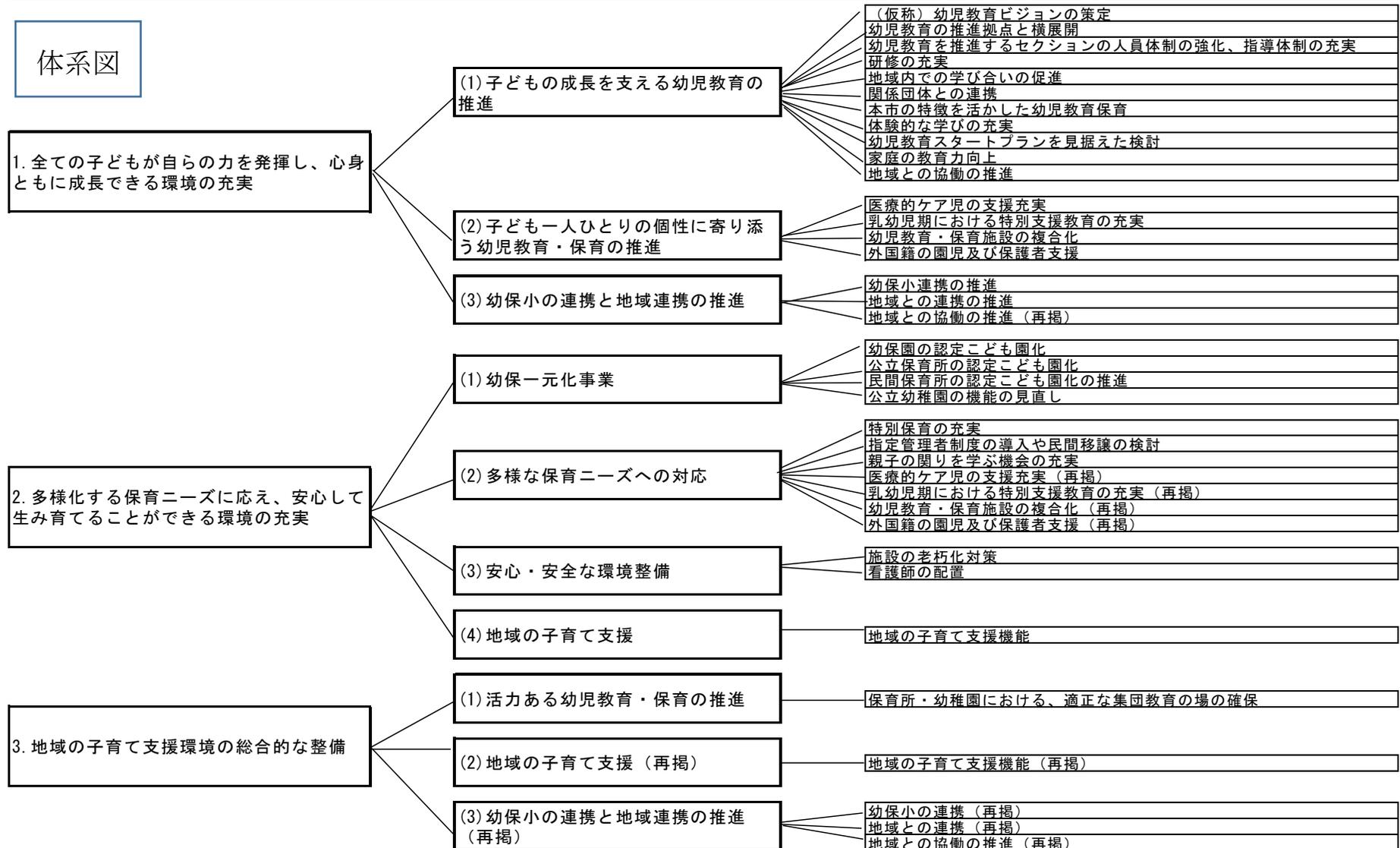
- かしこい体（学習に向かうための土台に必要な体の力）
「体を支える力」「体力」「繰り返し挑戦する力」
- 生活する力
「生活習慣の自立」「人・もの・ことと関わる力」「主体性」「協調性」「道徳性」
- 学ぶ力
「気づき・感じる・発見する（興味・関心）」「聴く」「話す」「考える」「ためす」「創造する」

<目指す松江の保育者像>

高い人権感覚を持ち、かつ専門知識、技術を学ぼうとする意欲を持ち、子ども一人一人の成長過程や個性を尊重しながら、主体的な姿を育む保育者

第4章 具体的な取り組み

体系図



1. 全ての子どもが自らの力を発揮し、心身ともに成長できる環境の充実

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎となる重要なものであることから、子どもが豊かな体験を通して心身ともに健全に成長できるよう、幼児教育・保育のさらなる充実に向けた取り組みを進めていきます。また、より多くの園児に一人一人の個性に応じた幼児教育・保育が提供されるよう、「乳幼児期における特別支援教育」や「医療的ケアが必要な園児への保育」が保護者にとって、より身近な地域で提供される体制づくりを進めます。

(1) 子どもの成長を支える幼児教育・保育の推進

全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう、本市の幼児教育・保育の指針を示す（仮称）幼児教育ビジョンを策定し、幼児教育・保育環境の質の向上を目指します。また、本市特有の豊かな自然環境や文化、国際文化観光都市である利点を活かした幼児教育・保育プログラムについて検討を進めます。併せて、子どもが見て、触れて、体験して、楽しく学べる機会を充実させるため、体験学習の講師や施設等の紹介を行います。

また、民間幼児教育・保育施設から幼児教育・保育推進モデル園として実践研究を行うほか、公立幼児教育・保育施設も幼児教育・保育の研究拠点として同様に実践研究を行います。その研究成果は実践発表などを通じて、他の幼児教育・保育施設へ普及するよう取り組みを進めます。

その他、公立幼児教育・保育施設が中核となり、地域内での学び合いを促進します。

<具体的な取り組み>

施策	内容
(仮称) 幼児教育ビジョンの策定	令和5年度に本市の幼児教育・保育の指針を示す（仮称）幼児教育ビジョンを策定します。
幼児教育・保育の推進拠点と横展開	<ul style="list-style-type: none">・民間幼児教育・保育施設から幼児教育・保育推進モデル園を募集し、実践研究を行います。・公立幼児教育・保育施設を幼児教育・保育の推進拠点とし、実践研究を行います。・実践発表を行い、他の幼児教育・保育施設へ普及するよう取り組みを進めます。・本施策は、令和5年度に策定する「（仮称）幼児教育ビジョン」の内容を踏まえ実施します。
幼児教育・保育を推進するセクションの人員体制の強化、指導体制の充実	幼児教育・保育推進体制の充実を図るため、幼児教育・保育を推進するセクションの人員体制を令和5年度から強化し、指導体制の強化を図ります。

研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識、幼児教育・保育の技術、安全管理意識・知識、マネジメント能力の向上を目指し、令和5年度から研修の充実を図ります。 ・受講しやすい環境とするため、オンラインを中心とした研修を実施します。
地域内での学び合いの促進	公立幼児教育・保育施設が中核となり、地域内での学び合いを促進します。
関係団体との連携	大学、育成校、保育関係団体との連携を図り、学びの場の充実を図ります。
本市の特徴を活かした幼児教育・保育	令和5年度に、本市特有の豊かな自然環境や文化、国際文化観光都市である特徴を活かした幼児教育・保育プログラムを策定します。
体験的な学びの充実	子どもが見て、触れて、体験して、楽しく学べる機会を充実させるため、体験学習の講師や施設等の紹介を行います。
幼児教育スタートプランを見据えた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が検討を進める「幼児教育スタートプラン」に合わせて、「ことばの力」「情報を活用する力」「探求心」といった生活・学習基盤を身に着けることが出来るよう、検討を進めます。 ・小学校へのつなぎを見据え、ICT環境を整え、日々の保育実践にICTを活用することで保育の充実を図ります。
家庭の教育力向上	各幼児教育・保育施設が実施する保護者向け研修会が開催しやすい環境となるよう、講師の紹介をするほか、研修メニューの例示を行います。
地域との協働の推進	子どもが地域に愛着を持ち、かつ、地域の豊かな資源を活用しながら楽しく学ぶことができるよう、地域住民との交流支援や資源の紹介など、各幼児教育・保育施設と地域を結び取り組みを進めます。

(2) 子ども一人一人の個性に寄り添う幼児教育・保育の推進

乳幼児期における特別支援教育や医療的ケア児への支援を充実させながら、子ども一人一人の個性に寄り添い、自らの力で心身ともに成長できる環境の整備を図ります。

特別な支援を要する子どもに早期に気付き、適切な対応を行うため、発達・教育相談支援センター（エスコ）や子育て政策課の巡回体制の充実を図るとともに、研修の充実等、乳幼児期における特別支援教育に携わる職員の能力向上に向けた取り組みを進めます。

＜具体的な取り組み＞

施策	内容
医療的ケア児の支援の充実	医療的ケアを必要とする子どもの保育・教育サービスの利用を保障するため、現在、受け入れを行っている公立幼児教育・保育施設に限らず、令和5年度から民間でも利用できるよう体制の充実を図ります。
乳幼児期における特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期における特別支援教育に携わる全ての職員の専門性や、それぞれに求められる能力を高めることができるよう、令和5年度から研修の充実を図ります。 ・在籍園の相談機能の強化と指導力向上を図るため、令和5年度からエスコスタッフや子育て政策課スタッフによる各幼児教育・保育施設への専門巡回相談体制の充実を図ります。 ・特別支援幼児教室(注1)の体制充実を図るとともに、民間幼児教育・保育施設における特別支援幼児教室の設置について検討します。 ・切れ目ない支援体制を充実させるため、令和5年度から移行支援計画や教育支援計画の様式を見直すなど内容の充実を図り、幼保小との連携を強化します。 ・様々な障がいのある子どもを受け入れ、それぞれの発達状態や障がいの程度に応じて必要な保育を行うため、障がい児保育の体制を充実させる方策を検討します。 ・障がい児保育の支援拠点の設置について検討します。
幼児教育・保育施設の複合化	障がいの有無に関係なく、子どもたちが健やかに成長できる環境を推進するため、公立幼児教育・保育施設と障がい児施設等の複合化を令和5年度から検討します。
外国籍の園児及び保護者支援	外国籍の園児や保護者に必要な支援を検討するため、保護者及び幼児教育・保育施設へアンケートを令和6年度に実施します。

(注1)特別支援幼児教室とは、特別な支援が必要な子どもが、日ごろは在籍している幼稚園、保育所等で保育を受けながら、決められた曜日に「特別支援幼児教室」に通級し、個の特性に応じた指導を幼稚園教育の中で受けることが出来る教室。母衣幼稚園、中央幼稚園、城北幼稚園、揖屋幼稚園、古志原幼稚園、大庭幼稚園、古江幼稚園、講武幼稚園、幼保園のぎ、しんじ幼保園の、城西幼保園の11園に設置している。

(3) 幼保小の連携と地域連携の推進

幼児教育・保育施設は校区がある小学校とは異なり、自宅の近くや保護者の勤務先の近く、祖父母の家近くなど保護者の様々な都合により選択される

ため、小学校には多くの幼児教育・保育施設を卒園した児童が集まります。この中で、課題を見出し、どのように小学校と連携し、中学校までの育ちを見通した幼児教育・保育を行うのか、幼児教育・保育施設と小学校職員の相互理解をどのように深めていくのかについて、幼保小連携のモデル地区を設定し、検証を行います。この検証結果を踏まえ、幼保小連携にかかる実施計画を作成します。

また、地域との協働を通して、地域に愛着が生まれ、かつ、地域の豊かな資源を活用しながら楽しく学ぶことができるよう取り組みを進めます。

<具体的な取り組み>

施策	内容
幼保小連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小の架け橋プログラムの実施の動向を見据えた「松江市保幼小接続カリキュラム」の更なる活用を図ります。 ・幼児教育・保育施設と小学校職員の相互理解を深めるため、相互の交流をさらに推進します。また、相互理解に向けたより効果的な手法の構築に向けてモデル地区を2か所設定し、実行性を検証します。その検証結果を踏まえ、幼保小連携にかかる実施計画を作成します。 ・年度当初、松江市小中一貫教育の取り組みとして幼保小の連携を工夫して実施するよう各校に伝え、取り組みやふりかえりを可視化できるような概要表を作成・配付します。 ・幼児教育・保育施設と小学校による「幼小連携推進連絡協議会」の充実を図ります。 ・幼児教育・保育施設と小学校との合同研修会、連携の充実を図ります。 ・幼児教育・保育施設と小学校との就学前、入学後を中心とした子どもの情報交換と状況把握の充実を図ります。 ・幼児教育・保育施設が所在する地域の園児と小学校児童の交流促進を図ります。
地域との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各学園（中学校区）で松江市小中一貫教育の土台となる幼児期との連携を推進します。 ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活かした、地域住民・保護者・学校関係者による情報共有を行います。
地域との協働の推進	<p>子どもが地域に愛着を持ち、かつ、地域の豊かな資源を活用しながら楽しく学ぶことができるよう、幼児教育・保育施設が所在する地域の住民との交流支援や資源の紹介など、各幼児教育・保育施設と地域を結ぶ取り組みを進めます。</p>

2. 多様化する保育ニーズに応え、安心して生み育てることができる環境の充実

共働き世帯の増加や多様化する保育ニーズにより、近年は長時間安心して安定的に預けることができる環境を保護者が求める傾向にあり、また、特別支援や医療的ケアなど必要な支援も多様化しています。全ての子どもの保育・教育サービスの利用を保障するため、それに対応する環境を整備する必要があります。

「子どもの命と人権を守る」ことを一義に、子どもや家庭の見守り、相談対応、関係機関との連携を図るなどセーフティネットの役割を果たしながら、子育てに対する負担や不安を和らげ、安心して生み育てることができる環境の充実に努めます。

(1) 幼保一元化推進事業

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設として保護者の就労状況を問わず、教育・保育を一体的に行う機能を持っています。より身近な地域で安心して、安定して預けることができる環境を整備するため、各地域に認定こども園が設置されるよう検討を進めます。

また、幼稚園や認定こども園が設置されていない地域においては、より確実に幼児教育・保育を受けることができるよう、公立保育所や民間保育所の認定こども園化を推進します。

認定こども園化にあたっては、十分に地元や保護者と協議し、幼児教育・保育内容の質の低下や保護者の負担が増えないよう調整します。

公立幼稚園で預かり保育の充実や弁当の配食を行うことで、保育所や認定こども園との均衡を図り、希望する教育を受けやすい環境の整備を図ります。

<具体的な取り組み>

施策	内容
幼保園(注2)の認定こども園(注3)化	令和6年度に幼保園の認定こども園化を図り、市民にとって分かりやすい施設とします。
公立保育所の認定こども園化	幼保園の認定こども園化における課題等を踏まえ、幼稚園がない地域にある公立保育所の認定こども園化を図ります。なお、認定こども園とするまでの期間は「特別利用保育(注4)」を活用します。
民間保育所の認定こども園化の推進	幼保園の認定こども園化における課題等を踏まえ、認定こども園がない地域の民間保育所のこども園化を検討します。なお、こども園とするまでの期間は「特別利用保育」を活用します。
公立幼稚園の機能の見直し	預かり保育の充実と弁当配食を検討します。

※認定こども園化にあたっては、十分に地元や保護者と協議し、幼児教育・保育内容の

質の低下や保護者の負担が増えないよう調整します。

(注2) 幼保園とは、0～2歳児を対象とする保育所部門及び3～5歳児を対象とする幼稚園部門がある本市独自の幼保一元化施設

(注3) 認定こども園とは、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく認定又は設置認可を受けた幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ幼保一元化施設

(注4) 特別利用保育とは、幼稚園に入所の対象(1号認定)の園児が、在住する地域に幼稚園がなく、かつ、その地域の保育所に空き枠がある場合、特例的に保育所に入所できる措置

(2) 多様な保育ニーズへの対応

一時保育や病児・病後児保育の充実を図るとともに、民間保育所等の設置状況を踏まえながら、柔軟かつ迅速にニーズに対応できるよう、公立保育所の民営化や指定管理者制度による運営を検討します。なお、民間移譲を行う際は「公私連携型保育所(注5)」の形態をとるなど、民間の強みを生かしつつ、十分に地元や保護者と協議しながら、保育の質やこれまでの保育を保つ方策を検討します。指定管理者制度による運営を行うにあたっては同様に、十分に地元や保護者と協議し、教育・保育内容の質の低下や保護者の負担が増えないように調整します。

また、乳幼児期における特別支援教育や医療的ケア児への支援の充実を通して、子ども一人一人の個性や保護者の気持ちに寄り添いながら、安心して預けることの出来る環境の整備を図ります。

(注5) 「公私連携型保育所」とは、市町村が設置・運営主体である民間法人(公私連携保育法人)と連携し、土地・建物など公有設備の無償又は廉価での貸付け・譲渡などを可能とするなど、設置の支援を行うとともに、人員配置や提供する教育・保育など運営に関与し、適正な運営が行われるよう、市と法人とが協定を締結して運営を行う保育所。

<具体的な取り組み>

施策	内容
特別保育の充実	保護者ニーズを把握し、一時保育や病児・病後児保育、休日保育など特別保育の充実に努めます。
指定管理者制度の導入や民間移譲の検討	<ul style="list-style-type: none">・民間保育所等の設置状況を踏まえながら、柔軟かつ迅速にニーズに対応できるよう、公立保育所の民営化や指定管理者制度による運営を検討します。・民間移譲を行う際は「公私連携型保育所」の形態をとるなど、民間の強みを生かしつつ、これまでの保育や安心感を保つ方策を検討します。
親子の関りを学ぶ機会の充実	市が行う親子の関りを学ぶ研修会や情報について、各幼児教育・保育施設のICT機器を活用し、保護者に配信できるようにするなど、その方策を検討します。

医療的ケア児の支援 充実（再掲）	医療的ケアを必要とする子どもの保育・教育サービスの利用を保障するため、現在、受け入れを行っている公立幼児教育・保育施設に限らず、令和5年度から民間でも利用できるような体制の充実を図ります。
乳幼児期における特別支援教育の充実 （再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期における特別支援教育に携わる全ての職員の専門性や、それぞれに求められる能力を高めることができるよう、令和5年度から研修の充実を図ります。 ・在籍園の相談機能の強化と指導力向上を図るため、令和5年度からエスコスタッフや子育て政策課スタッフによる各幼児教育・保育施設への専門巡回相談体制の充実を図ります。 ・特別支援幼児教室の体制充実を図るとともに、民間幼児教育・保育施設における特別支援幼児教室の設置について検討します。 ・切れ目ない支援体制を充実させるため、令和5年度から移行支援計画や教育支援計画の様式を見直すなど内容の充実を図り、幼保小との連携を強化します。 ・様々な障がいのある子どもを受け入れ、それぞれの発達状態や障がいの程度に応じて必要な保育を行うため、障がい児保育の体制を充実させる方策を検討します。 ・障がい児保育の支援拠点の設置について検討します。
幼児教育・保育施設の複合化（再掲）	障がいの有無に関係なく、子どもたちが健やかに成長できる環境を推進するため、公立幼児教育・保育施設と障がい児施設等の複合化を令和5年度から検討します。
外国籍の園児及び保護者支援（再掲）	外国籍の園児や保護者に必要な支援を検討するため、保護者及び幼児教育・保育施設へアンケートを令和6年度に実施します。

※民間移譲を行う際は「公私連携型保育所」の形態をとるなど、民間の強みを生かしつつ、十分に地元や保護者と協議しながら、保育の質やこれまでの保育を保つ方策を検討します。指定管理者制度による運営を行うにあたっては同様に、十分に地元や保護者と協議し、教育・保育内容の質の低下や保護者の負担が増えないように調整します。

（3）安心・安全な環境整備

安心安全な環境を整備するため、施設の老朽化対策を施すほか、公立保育所、幼保園に看護師を配置することを検討します。

<具体的な取り組み>

施策	内容
施設の老朽化対策	安心安全な環境を整備するため、施設の老朽化対策を施します。（公立・民間）

看護師の配置	子どもの健康管理を充実させるため、民間に比べ配置の比率の低い公立保育所・幼保園に看護師を配置することを検討します。
--------	---

(4) 地域の子育て支援

育児不安やストレスを感じる保護者の相談体制を充実させるため、未就園児の保護者などが、公立幼児教育・保育施設の空き教室等の身近な場所で、子育て相談や支援、他の保護者や地域住民との交流が行えるよう検討します。

<具体的な取り組み>

施策	内容
地域の子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安やストレスを感じる保護者の相談体制を充実させるため、未就園児の保護者などが、公立幼児教育・保育施設の空き教室等の身近な場所で、子育て相談や支援、他の保護者や地域住民、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員、ボランティアなどとの交流が行えるよう検討します。 ・多様な経験を持つ先輩保護者から経験談などを聞くことができる講座等の実施も併せて検討します。

3. 地域の子育て支援環境の総合的な整備

在籍児数が減少する公立幼稚園・保育所の再編を図り、集団として十分な教育活動が行える環境について検討を行います。

人間形成の基礎を培う極めて重要な幼児期に、「子ども同士が学び合い、気づき合うといった、多様な個性の認め合いや磨き合いができる」「同年齢の子ども同士で興味や発達に応じた協同的な活動ができる」といった体験を通じ主体性や社会的態度を身に付けていくには、多くの同年齢の友達と関わる事ができる規模による教育・保育環境が望まれます。

このため、公立幼稚園・保育所の再編にあたっては、子どもにとって望ましい集団規模で生活できる環境を整えることを最優先する必要があります。

子ども同士が相互に影響し合う環境の中で、すこやかに、たくましく成長し、将来「ここに生まれてよかった、ここで育ててよかった」と市民の皆様の実感いただけるよう取り組んでまいります。

また、より身近な地域に活力ある教育・保育環境があり、かつ子育て相談機能や交流の場があることで、さらに子どもの健やかな成長を楽しむ気持ち、また、安心して子育てができ、子育てが楽しいという気持ちを持つことにつながります。各地域が活気にあふれるよう、地域の子育て支援環境の総合的な整備を進めます。

(1) 活力ある幼児教育・保育の推進

幼児教育・保育施設が、一定規模の中で活力ある幼児教育・保育を出来るよう、地域の状況を踏まえながら検討を進めます。

本市では、各中学校区を一つの「学園」として、小中一貫教育を推進することで、中学校区ごとの連携を図ってきました。急速な少子化の進行の中でも、就学前から義務教育期間の子どもの育ちを幼保小一貫教育で保障し、かつ集団として十分な教育活動が可能な規模とするため、中学校区を一つの単位として公立幼稚園・保育所の再編を検討します。

また、公立幼稚園では、現在4・5歳児が16名以下の場合、4・5歳児の混合学級とし、さらに3～5歳児が12名以下の場合、3～5歳児の混合学級としています。再編に向けては、年齢別のクラス編成が出来る20名を基準に検討します。

なお、検討にあたっては、民間の認定こども園の設置状況や隣接する地域との距離を踏まえるなど、地域性の考慮に努めるとともに、十分に地元や保護者と協議し、幼児教育・保育内容の質の低下や保護者の負担が増えないよう調整します。

統合により使用しなくなった公立幼稚園や公立保育所については、放課後児童クラブや子どもの居場所づくりなど地元の意向を踏まえながら活用策を検討します。

また、民間保育所等の入所状況を勘案しながら、公立保育所・幼保園の定員の最適化を図ります。

<具体的な取り組み>

施策	内容
<p>保育所・幼稚園等における、適正な集団教育の場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活力ある幼児教育・保育が出来るよう、公立幼稚園や公立保育所の再編を検討します。 ・具体的には、就学前から義務教育期間の子どもの育ちを幼保小一貫教育で保障し、集団として十分な教育活動が可能な規模とするため、中学校区を一つの単位として年齢別のクラス編成が出来る園児数 20 名を基準に検討します。なお、検討にあたっては、民間の認定こども園の設置状況や隣接する地域との距離を踏まえるなど、地域性の考慮に努めます。 ・再編後の状況を踏まえ、公立幼稚園の認定こども園化について検討します。 ・廃止する公立幼稚園や公立保育所は、放課後児童クラブや子どもの居場所づくりなど地元の意向を踏まえながら活用策を検討します。 ・公立幼児教育・保育施設がない地域においては「特別支援幼児教室」や「地域の子育て支援機能」等のサービスが民間で提供できるよう検討します。 ・在籍する園児数が 2 年続けて 20 名未満となる公立幼稚園・保育所・幼保園については、新たな再編について検討します。 ・幼児教育・保育施設の入所者数が確保され、集団教育が可能となるよう、公立保育所・幼保園の定員の増減を図りながら調整に努めます。 ・松江市子ども・子育て支援事業計画における「就学前の保育・教育」の提供区域を「市全域」から「中学校区」に見直し、適正な提供体制に努めます。

※再編については、十分に地元や保護者と協議し、幼児教育・保育内容の質の低下や保護者の負担が増えないよう調整します。

(2) 地域の子育て支援（再掲）

育児不安やストレスを感じる保護者の相談体制を充実させるため、未就園児の保護者などが、公立幼児教育・保育施設の空き教室等の身近な場所で、子育て相談や支援、他の保護者や地域住民との交流が行えるよう検討します。

<具体的な取り組み>

施策	内容
地域の子育て支援機能 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児不安やストレスを感じる保護者の相談体制を充実させるため、未就園児の保護者などが、公立幼児教育・保育施設の空き教室等の身近な場所で、子育て相談や支援、他の保護者や地域住民、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員、ボランティアなどとの交流が行えるよう検討します。 ・ 多様な経験を持つ先輩保護者から経験談などを聞くことができる講座等の実施も併せて検討します。

(3) 幼保小の連携と地域連携の推進 (再掲)

幼児教育・保育施設は校区がある小学校とは異なり、自宅の近くや保護者の勤務先の近く、祖父母の家の近くなど保護者の様々な都合により選択されるため、小学校には多くの幼児教育・保育施設を卒園した児童が集まります。この中で、課題を見出し、どのように小学校と連携し、中学校までの育ちを見通した幼児教育を行うのか、幼児教育・保育施設と小学校職員の相互理解をどのように深めていくのかについて、幼保小連携のモデル地区を設定し、検証を行います。この検証結果を踏まえ、幼保小連携にかかる実施計画を作成します。

また、地域との協働を通して、地域に愛着が生まれ、かつ、地域の豊かな資源を活用しながら楽しく学ぶことができるよう取り組みを進めます。

<具体的な取り組み>

施策	内容
幼保小の連携 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保小の架け橋プログラムの実施の動向を見据えた「松江市保幼小接続カリキュラム」の更なる活用を図ります。 ・ 幼児教育・保育施設と小学校職員の相互理解を深めるため、相互の交流をさらに推進します。また、相互理解に向けたより効果的な手法の構築に向けてモデル地区を2か所設定し、実行性を検証します。その検証結果を踏まえ、幼保小連携にかかる実施計画を作成します。 ・ 年度当初、松江市小中一貫教育の取り組みとして幼保小の連携を工夫して実施するよう各校に伝え、取り組みやふりかえりを可視化できるような概要表を作成・配付します。 ・ 幼児教育・保育施設と小学校による「幼小連携推進連絡協議会」の充実を図ります。 ・ 幼児教育・保育施設と小学校との合同研修会、連携の充実を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育・保育施設と小学校との就学前、入学後を中心とした子どもの情報交換と状況把握の充実を図ります。 ・ 幼児教育・保育施設が所在する地域の園児と小学校児童の交流促進を図ります。
地域との連携の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学園（中学校区）で松江市小中一貫教育の土台となる幼児期との連携を推進します。 ・ 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活かした、地域住民・保護者・学校関係者による情報共有を行います。
地域との協働の推進（再掲）	<p>子どもが地域に愛着を持ち、かつ、地域の豊かな資源を活用しながら楽しく学ぶことができるよう、幼児教育・保育施設が所在する地域の住民との交流支援や資源の紹介など、各幼児教育・保育施設と地域を結ぶ取り組みを進めます。</p>

本プロジェクトの審議について

1. 松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開催経過及び議事内容等

本プロジェクトは、子ども・子育て支援に関する施策について調査、審議する「松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」で審議しました。

開催日等	議事内容等
令和4年6月29日(水) 第1回	・本プロジェクトの概要について
令和4年8月29日(月) 第2回	・本市の現状と課題について ・公立幼児教育・保育施設の役割について ・施設種別ごとの再編の考え方について ・公立幼稚園・保育所の機能強化について ・意見交換
令和4年10月21日(金) 第3回	・本プロジェクト素案について ・意見交換
令和5年1月12日(木) 第4回	・本プロジェクト案について ・意見交換

2. 松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

氏名	所属・役職
◎肥後 功一	国立大学法人島根大学理事 副学長
○高尾 康弘	松江市小学校長会 副会長
大谷 いづみ	松江市保育研究会 表現部会部長
岡田 志恵美	松江市民生児童委員協議会連合会理事 主任児童委員部会長
小村 宗裕	松江市PTA連合会 総務委員長
小谷 久美子	松江市母子保健推進員協議会 会長
武田 信子	NPO法人 松江市手をつなぐ育成会 代表
坪内 朋子	一般社団法人島根県私立幼稚園連合会 副理事長
寺本 年生	島根県中央児童相談所 所長
長岡 和志	松江市保育所(園)保護者会連合会 会長
長谷川 諒	松江市幼稚園・こども園PTA連合会 監事
島山 直文	松江市公民館長会

50音順・敬称略・合計12名 「氏名欄」の◎は専門分科会長、○は副専門分科会長

○松江市社会福祉審議会条例

平成 29 年 12 月 19 日
松江市条例第 87 号

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する松江市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関しては、法及び社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(調査審議事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第 12 条第 1 項の規定による児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 66 号)第 77 条第 1 項各号に関する事項
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員の任期)

第 5 条 臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(委員長職務を行う委員)

第 6 条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、委員長(委員長が定められていない場合にあつては、市長)が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 8 条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議するため、法第 11 条第 1 項に規定する民生委員審査専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次に掲げる専門分科会を置く。

(1) 障がい者福祉専門分科会(法第 11 条第 1 項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌事項を含む。)

(2) 高齢者福祉専門分科会

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができ

る。

3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

5 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

6 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

7 審議会は、その定めるところにより、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

第9条 審議会は、政令第3条第1項の規定によるほか、専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会(政令第3条第1項に定める審査部会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前条第4項から第6項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門分科会」とあるのは「部会」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

4 審議会は、その定めるところにより、部会(政令第3条第1項に定める審査部会を除く。)の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第10条 委員長は、調査審議のため必要があると認めるときは、審議会において、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定は、専門分科会及び部会について準用する。この場合において、この規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第11条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(松江市子ども・子育て会議条例の廃止)

2 松江市子ども・子育て会議条例(平成25年松江市条例第46号)は、廃止する。

附 則(令和4年3月30日松江市条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○松江市社会福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松江市社会福祉審議会条例（平成29年条例第87号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、松江市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 条例第2条に規定する調査審議事項については、次の事項を含むものとする。

- (1) 社会福祉法第55条の2第6項の規定により市に体制整備が義務付けられた「地域福祉協議会」の役割
- (2) 同法第107条に規定する市町村地域福祉計画の策定又は変更及び当該計画の実施状況に関する事項
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第2項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項

(専門分科会の事務)

第3条 専門分科会の担任する事務は、次の表のとおりとする。

専門分科会	担任する事務
民生委員審査専門分科会	(1) 民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議
児童福祉専門分科会	(1) 児童福祉に関する事項の調査審議 (2) 児童福祉施設の設備及び運営の向上のための勧告に関する意見具申 (3) 家庭的保育事業等の設備及び運営の向上のための勧告に関する意見具申 (4) 幼保連携型認定こども園の設置、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取消しに関する意見具申 (5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見具申 (6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する意見具申及び当該計画の実施状況の調査審議 (7) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議
障がい者福祉専門分科会	(1) 障がい者福祉に関する事項の調査審議 (2) 市町村障害福祉計画の策定又は変更に関する意見具申 (3) 地域における障がい者等への支援体制に関する課題の情報共有、関係機関等の連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制整備についての協議
高齢者福祉専門分科会	(1) 高齢者福祉に関する事項の調査審議 (2) 市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画の策定又は変更に関する意見具申及び当該計画の実施状況に関する事項の調査審議 (3) 地域包括支援センターの設置・運営及び事業内容に関する調査

	審議 (4) 地域包括ケア推進に向けた支援体制の整備についての意見具申
--	--

(専門分科会の会議)

第4条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、専門分科会長がその議長となる。

2 専門分科会の会議は、専門分科会に属する委員及び臨時委員（以下「専門分科会構成員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、専門分科会長がやむを得ない事由があると認めるときは書面をもって専門分科会構成員の意見を求め、これを会議に代えることができる。

3 専門分科会の会議の議事は、出席した専門分科会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

4 第2項ただし書による決議は、専門分科会構成員の過半数で決し、可否同数のときは専門分科会長の決するところによる。

5 専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について調査審議を終了したときは、その結果について審議会の委員長に報告するものとする。

(部会の事務)

第5条 部会の担任する事務は、次の表のとおりとする。

専門分科会	部会	担任する事務
障がい者福祉専門分科会	審査部会	(1) 身体障がい者手帳の交付に係る医師の指定に関する事項 (2) 更正医療担当医療機関の指定に関する事項 (3) 身体障がい者の障がい程度に関する事項
児童福祉専門分科会	事故検証部会	(1) 重大事故の問題点及び課題の抽出 (2) 事故の問題点及び課題を踏まえた再発防止のために必要な改善策の検討 (3) その他目的達成に必要な事項

(部会の会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会の会議は、部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会構成員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、審査部会においては、部会長がやむを得ない事由があると認めるときは書面をもって部会構成員の意見を求め、これを会議に代えることができる。

3 部会の会議の議事は、出席した部会構成員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

4 第2項ただし書による決議は、部会構成員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

5 部会の決議は、審議会の決議とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉総務課において処理する。

2 専門分科会又は部会の庶務は、専門分科会又は部会を所管する課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

おわりに

このたび、子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育て出来る環境の充実に向け、幼児教育・保育施設が、どのような役割を担っていくかについて、検討してまいりました。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、幼児期の特性を踏まえて、それにふさわしい環境の中で行う必要があります。本市には、豊かな自然、歴史、文化など、子どもが成長できる素晴らしい環境があります。子どもがその中で体験を通し、心身ともに成長できるよう、本市の幼児教育・保育指針を示す「(仮称) 幼児教育ビジョン」の策定など幼児教育・保育のさらなる充実に向けて取り組んでまいります。

また、子どもの成長を集団教育や幼保小中一貫教育で保障するとともに、認定こども園化の推進や公立幼児教育・保育施設の空き教室を利用した子育て支援、交流の場の創設など、市内のどこに住んでも安心して子育てが出来るよう、中学校区を一つの単位とした地域の子育て環境の充実を図ることとしております。

近年、急速な少子化の進行などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しておりますが、未来を担う子どもの健やかな成長のため、本プロジェクトに掲げた施策を一步一步、着実に進め、「ここに生まれてよかった、ここで育ててよかった」と市民の皆様実感いただけるよう、力強く進めてまいります。